

申請書類作成前に必ず確認してください

障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業費補助金

交付申請にあたっての注意点

1 共通事項

重要 ○本補助金の基準月は、原則、令和7年12月です（令和8年2月末締切）。

⇒ただし、月遅れ請求、再請求等に伴う過誤調整分、1～3月に新規開設する事業所は、令和8年3月末日までに生じ、令和8年4月10日までに審査支払機関により受理されたものに限り、別途申請期間を設けますので、今後、県HPよりご確認ください。

重要 ○交付額は、報酬実績に基づき国保連合会の算出した額となります。

事務手続き上、申請額が国保連算出額を下回る場合、申請書の再提出が必要になります。

⇒このため、想定する12月分の報酬額に余裕を持って請求してください。

⇒国保連を経由しない、障害児入所施設等において支弁した障害児施設措置費も対象となるため、当該額も含めて申請をお願いします。

○各様式に記載されている、記入方法、印刷範囲の欄外も含め、注意事項等を確認いただき作成してください。

○「電話番号」、「E-mail」欄は必ず記載してください。

2 様式第1号について

重要 ○「口座振替先 金融機関」欄に記載いただいた情報の確認のため、通帳の写しを提出してください（記載した情報が全て確認できるようコピーしてください）。

○様式1号に記載した口座を振込先口座として手続きさせていただきます。

3 様式第2号について

○「(確認用) 提出前のチェックリスト」等の必要なチェック項目が「○」であることを確認した上で申請してください。

4 様式第3号について

○「補助金の見込額 (c)」欄は、交付額ではありません。

○「交付対象月」欄は、「令和7年12月」を選択してください。

○必要なチェック項目が「○」であることを確認した上で申請してください。